

令和7年度 事業報告

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

I 概況

佐渡法人会は、令和7年度においては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、行動制限も緩和されている状況を踏まえ、前々年度来コロナ禍前の状況に少しずつ戻していくことを念頭に、法人会活動の原点である『税』に関する活動や、税知識の普及、税制改正の提言、会員の自己啓発を図るための研修会・セミナーなどに積極的に取り組み、また、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ事業に取り組みました。

主な事業活動のうち

- ① 税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修会を開催しました。
租税教育活動は、小学生・中学生を対象に租税教室を実施。小学生を対象とした税に関する絵はがきコンクールは第12回目の開催となりました。参加の小学校数、児童数も多くなり高い評価を得ております。税の広報活動は、会報の発行や全法連が作成した税の冊子を配布し、ホームページによる広報も実施しました。
- ② 税制改正に関する提言については、総務税制委員、理事等に「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、全法連へ提出しました。
- ③ 経営支援活動としては、会員の皆様に役立つ小冊子を多数配布しました。
- ④ 共益関係については、福利厚生事業として取扱い三社との連携により、大型保障制度への加入促進を図りました。
- ⑤ 管理関係については、新公益法人制度に対応した諸会議及び法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

以上、令和7年度実施した事業の概要をご報告申し上げます。

II 公益関係

1 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 研修会・セミナー事業

本会において、税制改正・税務申告を中心に法人会の原点である「税」に関する内容を主に研修会を開催しました。

担当	内 容	開催月	参加人数	講 師
研修委員会	税制改正等について	8月	19名	佐渡税務署
研修委員会	会社の決算申告について	9月	11名	佐渡税務署
研修委員会	年末調整実務	11月	19名	佐渡税務署
研修委員会	決算法人説明会※	8月	7名	佐渡税務署
研修委員会	同上	12月	18名	佐渡税務署
研修委員会	同上	2月	16名	佐渡税務署
青・女共催	決算書の見方	7月	7名	山本敏彦 税理士
青・女共催	税務署幹部職員との懇談会	9月	7名	佐渡税務署
青年部会	租税教室講師養成研修	4月	8名	佐渡税務署
女性部会	租税教室講師養成研修	4月	11名	佐渡税務署
女性部会	税法 源泉所得税、e-tax で電子納税	5月	4名	佐渡税務署
女性部会	会社の決算と申告	6月	4名	佐渡税務署
女性部会	年末調整について	11月	6名	佐渡税務署
女性部会	経営者の確定申告※佐渡間税会と共催	1月	5名	佐渡税務署
女性部会	※【親睦・交流】 佐渡金山ガイド付き山師ツアー+食事会 ジオパーク講演会+お茶会	10・11月 8月	11名 8名	金山ガイド 渡邊剛忠
女性部会	1年の振り返り、修了式	3月	3名	佐渡税務署

※決算法人説明会（3回）は会員以外の参加者含む

② インターネットセミナーの提供

当法人会のホームページ上で24時間いつでも無料で100タイトル以上の税務・経営・労務・健康等多彩な内容と講師陣によるセミナーをご覧いただけますが、今年度は1年間で5,182回のアクセスがありました。

(2) 租税教育活動

① 租税教室講師研修会

青年部会員、女性部会員合わせて3名が参加しました。

② 租税教室

小学校の児童を対象に税の重要性を正しく理解し関心をもってもらうため、青年部会が中心となり租税教室を実施しました。児童に楽しく学んでもらえるよう1億円レプリカをはじめ様々な教材を使用し実施しています。

なお、青年部会で対応できない学校については、佐渡税務署等に講師を依頼しました。

開催日	学校名	対象者	講師（絵はがきコンクール）
7.5.2	両津小学校	16名	税務署・女性部会
7.5.8	畑野小学校	34名	青年部会・女性部会
7.5.16	加茂小学校	24名	税務署・女性部会
7.5.27	二宮小学校	21名	税務署・女性部会
7.5.30	羽茂小学校	18名	税務署・女性部会
7.6.2	河崎小学校	10名	青年部会・女性部会
7.6.10	両津吉井小学校	14名	青年部会・女性部会
7.6.19	真野小学校	28名	青年部会・女性部会
7.6.20	高千小学校	3名	青年部会・女性部会
7.6.26	河原田小学校	19名	青年部会・女性部会
7.7.10	赤泊小学校	15名	青年部会・女性部会
合計	11校	202名	
7.7.8	相川中学校	29名	青年部会

③ 税に関する絵はがきコンクール

小学校の租税教室開催に合わせて応募を呼びかけた結果、7校44作品の応募があり、そのうち15作品が入賞いたしました。入賞者には各学校に出向いて表彰を行いました。なお、入賞作品は当会HPに掲載しました。

また、佐渡税務署のご厚意により、女性部会長賞並びに税務署長賞の作品を佐渡汽船ターミナルおけさ橋内並びに確定申告会場内に掲示していただきました。

(3) 税の広報活動

- ① 税務、経営等に関する情報を提供するため、会報「佐渡法人会だより」年2回（9月・2月）、全法連「ほうじん」年4回（季刊発行）を会員に無料で配布しました。
- ② 税についての情報を随時ホームページに掲載しました。
- ③ 会報でe-Tax利用、キャッシュレス納付の推進、消費税の期限内納付推進運動の周知をしました。

(4) 研修会用・啓発用教材の配布

税法・税務に関する各種テキストを会員に配付するとともに、啓発用小冊子を希望者に無償頒布しました。

- ①「税制改正のあらまし」速報版
- ②「税制改正のあらまし」
- ③「会社の税金ガイドブック」
- ④「会社の決算・申告の実務」
- ⑤「2025年版会社税務の手引き」
- ⑥「令和7年度版会社がもらえる助成金活用のポイント」
- ⑦「中小企業の労務最前線」
- ⑧「企業が抱える最近の法的リスクと対応策」
- ⑨「中小企業の「人材確保・DXサポートBOOK」
- ⑩「自己点検チェックシート（通常版）」
- ⑪「新・自主点検チェックシート」
- ⑫「令和8年1月からの源泉徴収事務Q&A」
- ⑬「会社業務のデジタル化見直しガイド」
- ⑭「令和7年分会社役員の確定申告のための実務ポイント」
- ⑮「なんでもハラスメント時代のトラブル防止と対応策」
- ⑯「経営者が知っておきたい！決算書の活用法」
- ⑰「中小企業の取引ルールと法律知識」
- ⑱「社会・消費者とのトラブル回避Q&A」
- ⑲「税務調査の事前対策と確認ポイント」
- ⑳「令和8年度 ここが変わる！ ことしの税制改正」
- ㉑「令和8年から「年収の壁」はどう変わる？」

2 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

全法連では、本年度も「税制改正に関するアンケート調査」をもとに「税・財政改革のあり方」、「経済活性化と中小企業対策」、「地方のあり方」、「震災復興」を柱に提言を取りまとめました。

令和8年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

- ・今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行なわれなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・ 中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。
- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の社会保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
 - (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
 - (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。
 - (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともにジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
 - (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり

方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

- ・国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体化改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自らを削って行政改革を推進しなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。
- ・マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
- ・マイナンバーカード法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に検討することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ、1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者任せられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近づいていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象件数、納税猶予割合、雇用確保要件）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

- (1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

・地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

- (1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。
- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。

- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計を見直しが欠かせない。

IV. 自然災害への対応

- ・東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。
- ・政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
- (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し

- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

要 望 大 会

令和 8 年度税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、
金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

(5) 要望実現のための陳情活動

法人会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に提言活動を行っています。この提言は、毎年春に各単位会に税制アンケートを行い、その結果を全法連税制委員会が取りまとめたものです。

佐渡法人会では提言事項の実現に向け、12月2日に高野会長・本間副会長（総務税制委員長兼務）・渡邊副会長が、渡辺竜五佐渡市長と面会して提言書を手渡ししました。また、金田市議会議長に対し提言書を送付しました。

(6) 令和 8 年度税制改正の主な実現事項（全法連）

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和 8 年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を 178 万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い

水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

[消費税制]

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。	<ul style="list-style-type: none">・ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

[所得税]

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。	<ul style="list-style-type: none">・ 寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。	<ul style="list-style-type: none">・ 対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

[地方税]

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。	<ul style="list-style-type: none">・ 家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）に引き上げられます。

3 経営支援活動

(1) 経営支援に関する講演会・研修会

5月29日通常総会時並びに翌年1月23日新春特別講演会として講演会を開催しました。

(2) 研修会用教材の配付

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であるため、研修会開催時に配付している。

4 社会貢献活動

① 税金クイズ

「鬼太鼓どっとこむ」（両津地区）において税金クイズを実施しました。

② 未使用タオルの寄贈

9月に福祉施設へ寄贈しました。

Ⅲ 共益関係

1 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強や財政基盤確保の面で大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって活動を展開しました。

① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度推進協力会社3社との連携を密にするため開催

② 福利厚生制度推進キャンペーン表彰式の開催

今年度は以下の2社が該当し、新春特別講演会会場において表彰を行いました。

(有)佐渡環境センター

中野建設工業(株)

2 会員支援事業

優良経理担当者表彰式

事業主からの推薦により1名を表彰 前佐渡運送(株) 尾堀正嗣様

3 会員増強推進

(1) 組織

正会員数 405社（令和8年3月31日現在）※個人賛助会員1名

組織率 40.9%（所管法人数991社）

(2) 会員移動状況

期首会員数	期 中 移 動		期末会員数
	入 会	退 会	
(内、法人賛助会員3社) 418社	5社	15社	(内、法人賛助会員3社) 408社

	期首会員数	入 会	退 会	期末会員数
青年部会	21名	1名	1名	21名
女性部会	39名	0名	4名	35名

- ① 組織委員会の開催
- ② 会員増強推進キャンペーン実施（7月～3月）
- ③ 会員増強功労者表彰式（年間2社以上新規会員獲得の者を表彰）

4 部会等事業

・青年部会

- ①会議等 総会1回、役員会2回
- ②研修会等 ※研修会は3ページに記載

開催日	内 容	会 場	出席者
7. 6. 27	県青連協正副会長会議 第1回		部会長
7. 10. 9	県連青年部会合同セミナー	五泉市 ガーデンホテルマリエール	1名
8. 1. 16	同上 第2回		部会長
8. 2. 6	局連青連協合同勉強会（栃木）	リモート会議	部会長

- ③租税教育活動 ※4ページに記載

・女性部会

- ①会議等 総会1回、役員会3回
- ②研修会等 ※研修会は3ページに記載
- ③その他事業

開催日	内 容	会 場	出席者
7. 9. 18	女性フォーラム北海道大会	札幌市 札幌パークホテル	1名
7. 10. 24	県連女性部会合同セミナー	三条市 ジオ・ワールド ビップ	5名
7. 5月～ 7. 7月	【第12回税に関する絵はがきコンクール】※小学生対象 応募者44名		
7. 9. 17	【第12回税に関する絵はがきコンクール】 審査会（入賞15名、代表1名県連提出）	金井商工会館	5名

IV 管理関係

1 事務運営体制の確立

諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページ等により、一般市民に対する「税」をはじめとする様々な情報の発信や事業活動のPRを図りました。

2 諸会議の開催状況

(1) 通常総会

- ① 開催日 令和7年5月29日(金)
出席者 341名(委任状含む) ※議決権のある会員総数 416名
全案可決承認されました
決議事項 第1号議案 令和6年度決算報告承認の件
第2号議案 役員改選(案)承認の件
報告事項 理事会承認事項
・令和6年度事業報告
・令和7年度事業計画、収支予算

(2) 理事会

- ① 開催日 令和7年4月23日(水)
場 所 両津夷商工会館
出席人数 12名(内監事2名)
決議事項 (1) 令和6年度事業報告並びに決算報告承認について
(2) 令和7年度通常総会に付すべき事項について
(3) 役員・委員改選(案)の承認について
報告事項 (1) 県連会議関係
(2) 全法連・県連功労者表彰について
(3) 会員の退会について
(4) 活動状況報告
- ② 開催日 令和7年5月29日(木) ※臨時理事会
場 所 旅館 浦島
出席人数 11名(内監事2名)
決議事項 (1) 代表理事(会長)選定の件
(2) 副会長選定の件
承認事項 (1) 各委員会委員長及び副委員長選定の件
- ③ 開催日 令和7年10月15日(水)
場 所 アミューズメント佐渡

- | | |
|-------|---|
| 承認事項 | (1) 会員増強推進キャンペーンの承認について
(2) 会員の加入・退会の承認について
(3) 各種表彰、新春特別講演会・新春パーティーの開催について
(4) 新規会員の勧誘について |
| 報告事項 | (1) 活動状況報告 他 |
| ④ 開催日 | 令和8年3月12日(木) |
| 場所 | 両津夷商工会館 |
| 決議事項 | (1) 令和7年度事業計画(案)並びに収支予算案承認について
(2) 令和7年度第1回理事会の日時・場所の決定について
(3) 令和7年度通常総会の日時・場所の決定について
(4) 役員等改選について |
| 承認事項 | (1) 会員の加入・退会の承認について |
| 報告事項 | (1) 活動状況報告 他 |

(3) 正副会長会

- | | |
|-----|---|
| 第1回 | 令和7年8月26日(水) 両津夷商工会館
(1) 会員の入会・退会の状況について
(2) 会員増強強化推進キャンペーンの承認等について
(3) 各種表彰・新春特別講演会・懇親パーティーの開催について
(4) 報告事項等(活動状況報告、新規会員の勧誘について、その他) |
| 第2回 | 令和7年11月12日(水) 両津夷商工会館
(1) 事務局職員の給与について
(2) 職員就業規則他諸規程の改正・制定について
(3) 新春特別講演会・懇親パーティーについて
(4) 報告事項等(事業実施状況、退会の状況他) |
| 第3回 | 令和7年12月12日(水) 両津夷商工会館
(1) 県内単位会年会費額についての調査報告
(2) 事務局職員の給与額の見直しについて(継続協議)
(3) 報告事項等(事業実施状況、退会の状況) |
| 第4回 | 令和8年2月3日(水) 両津夷商工会館
(1) 理事会の開催について(3月、令和8年度第1回)
(2) 令和8年度通常総会について
(3) 報告事項等(事業実施状況、退会の状況、令和8年度全法連助成金申請) |

(4) 監査会

- | | |
|-----|----------------------|
| 開催日 | 令和7年4月23日(水) 両津夷商工会館 |
| 監査人 | 監事 渡邊 正俊 監事 矢澤 稔 |
| 立会人 | 会長 高野 宏介 |
| | 副会長 本間 勝 渡邊 秀一 |
| | 事務局長 齋藤 辰弥 |
| 内容 | (1) 令和6年度事業及び会計監査 |

(5) 委員会

① 総務・税制、研修合同委員会

開催日 令和7年6月26日(木) 金井商工会館

- (1) 令和7年度事業計画について
- (2) 税制提言活動について

② 組織・厚生委員会

開催日 令和7年7月3日(木) 金井商工会館

- (1) 令和7年度事業計画について
- (2) 令和7年度推進計画について(提携保険会社)

③ 福利厚生制度推進連絡会議(組織・厚生委員・理事参集)

開催日 令和7年10月15日(水) アミューズメント佐渡

- (1) 福利厚生制度推進状況、推進計画について
- (2) 会員増強推進と福利厚生制度推進

(6) 地区商工会事務担当者会議(会費徴収事務打合せ会議)

会議は招集せず、資料をメールで流し、会費徴収実務の周知と協力依頼を行った。

(7) その他会議・行事

5.15	佐渡租税教育推進協議会総会	金井コミュニティセンター
6.27	第74回社会を明るくする運動佐渡地区推進員会	同上
6.10	佐渡間税会通常総会	旅館浦島
6.16	佐渡税務団体連絡協議会総会	佐渡税務署
11.13	納税表彰式	アミューズメント佐渡

(8) 全法連・局連・県連関係会議

5.14	県連・総務委員会	にいがた法人会館
5.21	県連・理事会	ホテルイタリア軒
6.10	県連・新潟法人会合同税制委員会	にいがた法人会館
6.16	県連・通常総会、理事会	ホテルイタリア軒
7.25	県連・組織・厚生合同委員会及び 福利厚生制度特別推進会議	ホテルイタリア軒
9.24	県連・理事会、福利厚生制度連絡協議会	ホテルイタリア軒
12.2	県連・特別講演会	ANAクラウンプラザホテル新潟

※令和7年度 功労者表彰受賞者

全法連功労者表彰・県連功労者表彰ともに該当者はいませんでした。